

令和6年2月21日

大阪狭山市立学校に係る部活動の方針（改訂）

大阪狭山市教育委員会

1. 部活動の意義

学校の部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行うものである。

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2. 「大阪狭山市立学校に係る部活動の方針」策定の趣旨

本方針は、中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること
- ・バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

3. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、「大阪狭山市立学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- (2) 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

4. 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。また、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（熱中症の防止、スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

- (2) 校長及び部活動の指導者は、「体罰・ハラスメントは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という認識のもと、これらの根絶を徹底する。

6. 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。（平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り

替える。)

- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等、工夫に努める。